

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

### ■支給対象者

令和3年12月10日現在、別海町の住民基本台帳に記録されている方で、下記に該当する世帯の世帯主

#### ①令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

- 世帯全ての方が、令和3年1月1日以前から町にお住まいの場合は、2月初旬に町から「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しています。
- 世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合は、**申請書の提出が必要**です。（確認書の送付はありません。）

#### ②令和3年1月以降の家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し世帯全員が住民税非課税相当となった世帯で、給付金を受け取るには**申請書の提出が必要**です。（確認書の送付はありません。）

※町村民税均等割が課税されている方の、扶養親族となっている方のみで構成される世帯は支給対象となりません。

■支給額 1世帯あたり10万円

### ■支給手続

- 住民税非課税世帯で給付金の支給を受けようとする方は、町から2月初旬に送付している「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」の内容を確認し**3月31日(休)**までに提出してください。
- 令和3年1月2日以降の転入者を含む世帯や家計急変世帯、令和3年度市町村民税が未申告である方を含む世帯等で、給付金の支給を受けようとする方は「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」を**9月30日(金)**までに提出してください。

※申請書は各申請窓口と町ホームページで配布しています。

■申請先 役場福祉課窓口、各支所、各連絡事務所

■支給方法 支給申請者（世帯主）の指定する口座に振り込みます。

問合せ／福祉課 社会・障がい福祉担当（内線1310～1312）

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。

ただし、申請者または配偶者の方の令和2年の所得が児童手当所得制限限度額相当以上の場合には支給対象になりません。詳しくは町ホームページをご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

### ■対象者

- 令和3年9月分の児童手当（10月支給）の対象となっている方  
※別海町（福祉課）から児童手当を支給されている方は、給付済みです。
- 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方（高校生相当）
- 令和3年10月1日以降令和4年3月31日までに生まれた方

■給付金額 対象者1人につき10万円

### ■申請方法

町ホームページまたは役場窓口と各支所、各連絡事務所に設置の申請書等に必要事項を記入の上、下記担当窓口または各支所、各連絡事務所に提出してください。 ※個別通知は行いません。

### ■申請が必要な方

次のアからウでまだ申請をされていない方

ア 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方（高校生相当）の保護者

イ 所属する官公庁から児童手当が支給されている公務員

ウ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた方の保護者

■申請受付期間 ・ア、イの方 3月15日(火)まで ・ウの方 4月15日(金)まで

### ■支払方法

申請受付後、所得審査を行い、随時届け出のあった口座に振り込みます。

問合せ／福祉課 こども・子育て担当（内線1313）